

平成 21 年度「市民の目」監査の結果報告

記者発表資料
平成 22 年 3 月 29 日
監査事務局
統括監査専門監
高橋 淳一 671-3354

「市民の目」監査とは…

市民の目線に立った分かりやすい監査を目指し、「市民の日常生活に関連のある事業や取組」について、市民からアンケートで声を聞き、監査結果の参考とする行政監査です。今年度は、監査委員による現場調査や地域防災拠点での訓練の視察など、できる限り現場に足を運び、「市民の目線」に立った監査を行いました。

1 報告の概要（監査結果報告 1～12 ページ参照）

○ 監査テーマ

本市では、平成 7 年の阪神・淡路大震災以降、地域防災拠点などハード面を中心に様々な整備を行ってきており、15 年を経た今その検証が求められていることから、「地震対策の取組 ～安全なまちへ つないで広げる防災力～」をテーマとして監査を実施しました。

○ 対象の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに執行された地震対策に係る事業及び取組

○ 対象区局

4 区（西区、金沢区、港北区、瀬谷区）
8 局（子ども青少年局、健康福祉局、資源循環局、まちづくり調整局、都市整備局、安全管理局、水道局、教育委員会事務局）

○ 監査対象

地震対策の取組に関する次の 6 つの取組

- ア 地域防災拠点等の整備
- イ 防災（減災）意識の向上
- ウ 要援護者対策
- エ 帰宅困難者対策
- オ 情報システムの整備
- カ 建物等の耐震化

○ 監査委員アンケートの実施

市民を対象としたアンケートに加え、地域防災拠点運営委員会を対象としたアンケートを実施し、監査の参考として活用しました。

対象	実施方法		回答数
市民向け	区役所等での対面調査	監査対象区の区庁舎及び市民利用施設（地区センター、スポーツセンター）での対面調査	476
	ヨコハマ e アンケート	市民活力推進局所管の「ヨコハマ e アンケート」による調査	537
	ホームページ	横浜市ホームページへのアンケート掲載による調査	134
地域向け	地域防災拠点運営委員会への用紙配布	監査対象区の地域防災拠点運営委員会（81か所）へのアンケート用紙の配布	78
合計			1,225

○ 課題の検証及び考察

事業及び取組が抱えている課題を明らかにするだけでなく、「課題の背景や要因」について、データや本市及び他都市における先進的な取組などを活用して検証を行い、課題解決の参考にしてもらうようにしました。

○ 指摘等の件数

指摘事項 なし
改善要望事項 12 件
意見 5 件

	指摘事項		改善要望事項	意見
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	「3Eの視点」から、改善を求めること	指摘事項には該当しないが、「3Eの視点」から、改善を要望すること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
根拠	地方自治法第199条第9項			地方自治法第199条第10項

2 監査結果（改善又は検討が必要な項目のうち主なもの、監査結果報告 12～17 ページ参照）

(1) 地域防災拠点の運営について【改善要望事項】（課題シートは監査結果報告 27～31 ページを参照）

区役所は、阪神・淡路大震災など近年発生した大規模地震の際の様々な教訓も含めた震災に関する最新の情報を適時に拠点の運営委員会に提供して、それが地域防災拠点での訓練やマニュアルに生かされるよう必要な支援に努める必要がある。

また、地域防災拠点の運営に当たっては、安全管理局作製の「地域防災拠点運営要領」（DVD）を地域防災拠点において十分活用するなどして、区役所と拠点の運営委員がともに運営の改善を検討する必要がある。（西区、金沢区、港北区及び瀬谷区）

(2) 家具類の転倒防止対策について【改善要望事項】（課題シートは監査結果報告 41～46 ページを参照）

市民が震災に対して抱えている危機感を、家具類の転倒防止対策へと着実に結びつけるためには、転倒による圧死や大けがの危険性に加えて、ホームセンター等の事業者と協働して、高い費用をかけずに実施できる転倒防止対策について、継続的に周知する必要がある。

また、高齢者等の世帯への家具類の転倒防止器具取付については、優先順位が高いと考えられるので、ボランティアを活用した取組についても検討する必要がある。

なお、これらの改善を行うに当たっては、全庁的な観点から市としての方針を定めた上で、区・局が協調して取組の推進を図る必要がある。（まちづくり調整局及び安全管理局）

(3) 横浜駅周辺の避難場所への誘導について【改善要望事項】

（課題シートは監査結果報告 82～84 ページを参照）

避難時の混乱を防止し、避難する人が確実に目的の避難場所へ到達できるよう、それぞれの避難場所（広域避難場所及び一時避難場所）の役割や機能について、市民利用施設なども活用して十分周知するとともに、一つの案内板にそれぞれの避難場所の方向、役割を簡潔に分かりやすく表示することなども含め、関係区・局で実際に現場を歩いて市民の目線で検証する必要がある。

また、定期的な保守及び点検についても検討し、改善する必要がある。（西区及び安全管理局）

3 改善又は検討が必要な項目の課題シート

監査結果報告 18～97 ページを参照してください。